

まちづくり基本条例の今後の取り組みについて

○これまでのまちづくり基本条例制定の取り組みについて

平成20年2月 「市民と行政の協働のまちづくり指針」を制定

さらに「協働」を明確にし、力強く進めるために「条例」という法形式を用いることとする

平成23年9月 「恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会」を設置

平成25年3月まで(1年7ヶ月間)に市民会議27回のほか委員会・部会を合わせて約50回開催 このほか、ワークショップ1回、フォーラム3回を開催

平成25年3月28日 条例の素案となる「提言書」を市長に提出

市では条例素案の提言を受け、

平成25年4月 地区説明会、パブリックコメントを実施

平成25年5月～10月 特別委員会(まちづくり基本条例)で協議(4回)

○まちづくり基本条例の特徴

- ・ 前文を未来志向の観点から簡潔に書き上げたこと
- ・ 「参加」のみならず、政策の企画段階からの「参画」する権利を保障することで、市民と一体となったまちづくりを目指していること
- ・ 「コミュニティ」の規定を置いたこと(地域コミュニティが重要な役割を担っていることを明記)
- ・ 管理職の規定を置いたこと
- ・ 条例に見直しについて、市民が参画する委員会を設置して行うことを明記したこと

○まちづくり基本条例制定後の取り組みについて

【基本条例公布から施行までの取り組み】

<市民周知>

- ①広報12月号への掲載(見開き2ページ程度)
- ②市ホームページへの掲載(11月)
- ③パンフレットの作成と配布(12月)
 - ・町内会回覧、公共施設への設置 等
- ④出前講座の実施(従前より継続)

<職員周知>

職員説明会の開催(11月～12月)



条例施行 ～ 平成26年1月1日(予定)
* 施行日を定める規則を11月に制定

【基本条例施行後の取り組み】

＜条例の進行管理＞

①組織

行政改革推進委員会(外部組織)及び行政改革推進本部(庁内組織)

②方法

- ・行政評価の対象事業につき、市民協働の観点からの検証
- ・条例の理念的 content については、市民意識調査(満足度調査)を実施することによる市民意向の確認

③時期

検証及び意識調査は毎年実施

＜条例の見直し＞

①組織

見直しのための市民委員会の設置

②方法

行革推進委員会及び行革推進本部における検証及び市民意識調査結果の検証をもとに、条例の運用状況及び条文の見直しについて議論

③時期

条例第 30 条の規定に基づき、条例施行から 5 年を超えない期間内で実施

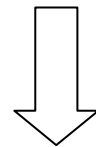
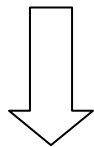
＜まちづくり基本条例の今後の取り組みに係るスキーム図＞

【条例の進行管理】

組織；行革推進委員会・行革推進本部
方法；行政評価事業について市民協働
の観点からの検証
理念的事項については市民意識調査
を実施
時期；毎年度

【市民・職員周知】

市民周知；パンフレット・市広報・
ホームページ・出前講座
職員周知；説明会・意識調査



【条例の見直し】

組織；見直しのための市民委員会の新規設置
方法；行革推進委員会・行革推進本部で行った検証・市民意識調査をも
とに、条例の運営状況及び条文の見直しを議論
時期；条例施行から 5 年を超えない期間内